

# 給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント

令和3年10月  
新潟市人事委員会

## 【給与勧告制度とは】

公務員は、民間企業の従業員と異なり、憲法で保障された労働基本権が制約されています。このような労働基本権の制約に対する代償措置として、地方公務員法により人事委員会の給与勧告制度が設けられています。

給与勧告は、市職員の給与が社会一般の情勢に適応した適切なものとなるよう、市職員の給与水準と市内民間事業所の従業員の給与水準を均衡させることを基本としています。

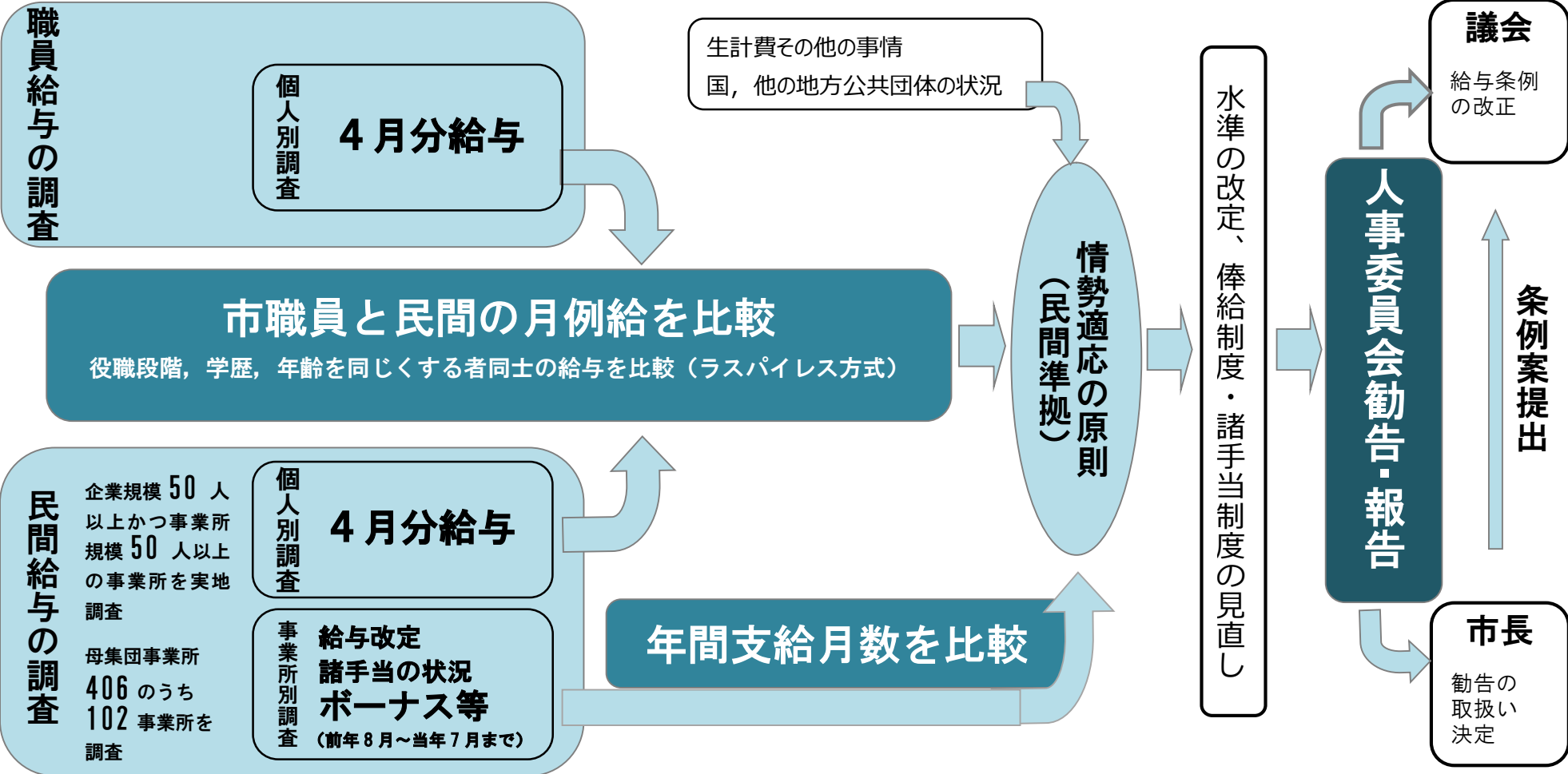
この給与水準を精密に比較するため、人事委員会は、毎年、市内民間企業の従業員の給与等について詳細な調査を行い、その結果を基に、給与等に関する報告及び勧告を行っています。

## 目 次

①	給与勧告の流れ	.....	2
②	給与勧告の対象職員	.....	3
③	調査事業所の状況	.....	4
④	民間給与との比較方法（ラスパイレス比較）	.....	5
⑤	民間給与との比較の結果	.....	6
⑥	本年の勧告のポイント	.....	7
⑦	過去の給与勧告の状況	.....	8
⑧	新潟市職員の平均給与の推移	.....	9

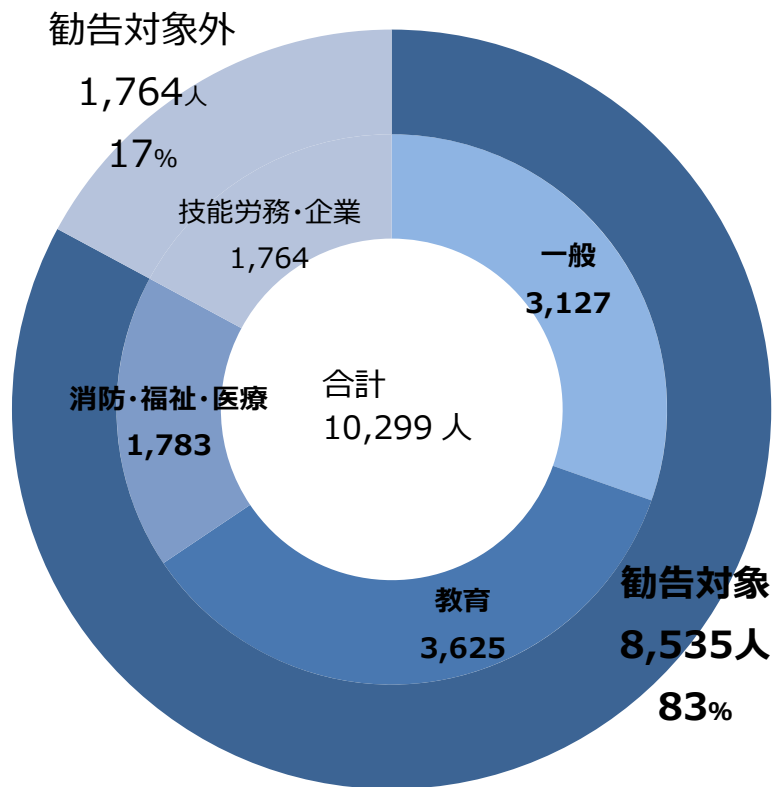
# ① 給与勧告の流れ

新潟市人事委員会では、市職員と民間の4月分の給与（月例給）を調査した上で、精密に比較し、得られた較差を埋めることを基本に勧告を行っています。また、特別給についても、民間の特別給（ボーナス）の過去1年間（昨年8月から本年7月まで）の支給実績を把握し、民間の年間支給割合に市職員の特別給（期末・勤勉手当）の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。



## ② 給与勧告の対象職員

新潟市に勤務する一般職の職員のうち、人事委員会の給与勧告の対象となるのは、技能労務職員並びに市民病院及び水道局の企業職員を除いた 8,535人（令和3年4月1日現在）です。



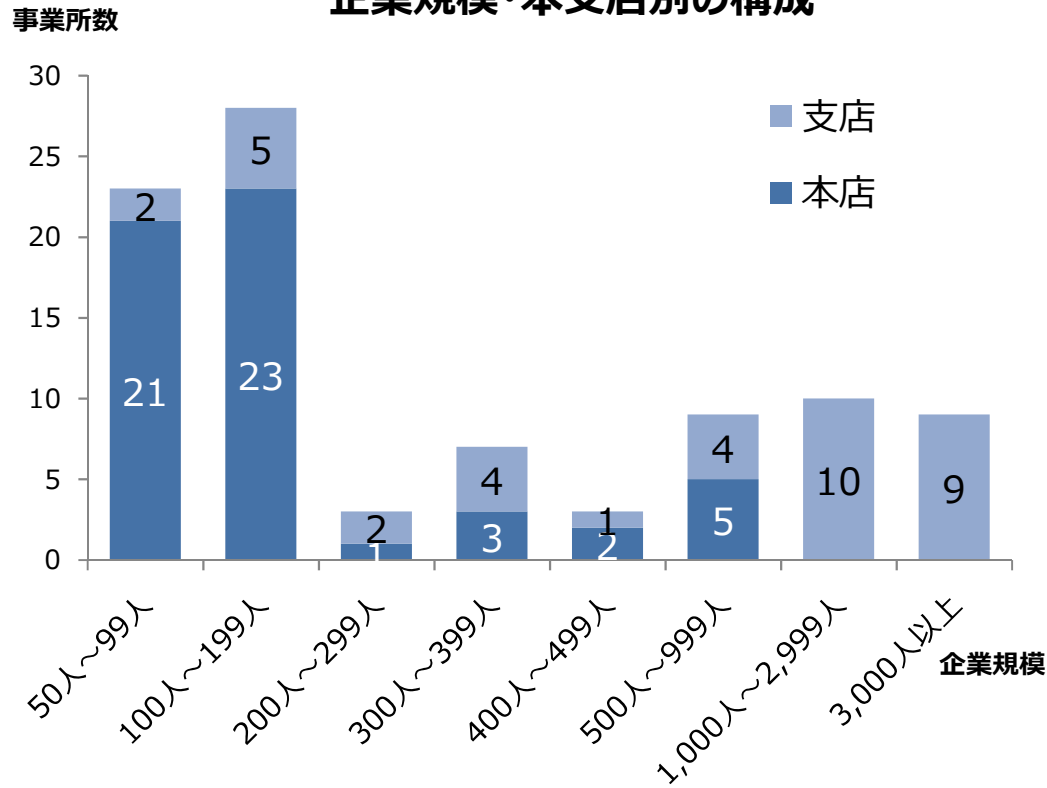
		適用俸給表	職員数 (人)	
勧告対象	一般	一般	3,127	
		教育	教育職 (1)	206
			新潟県の例によるもの	54
	教育	教育職 (2)	3,365	
		消防	医療職 (1)	6
			医療職 (2)	92
		福祉	医療職 (3)	164
			消防職	911
		医療	福祉職	610
		小計		
勧告対象外	技能労務職		471	
	企業職 (病院)		989	
	企業職 (水道)		304	
全俸給表			10,299	

※令和3年職員給与実態調査結果をもとに算出  
 (再任用, 臨時的任用, 任期付職員, 会計年度任用職員及び育児休業等の職員を除く。)

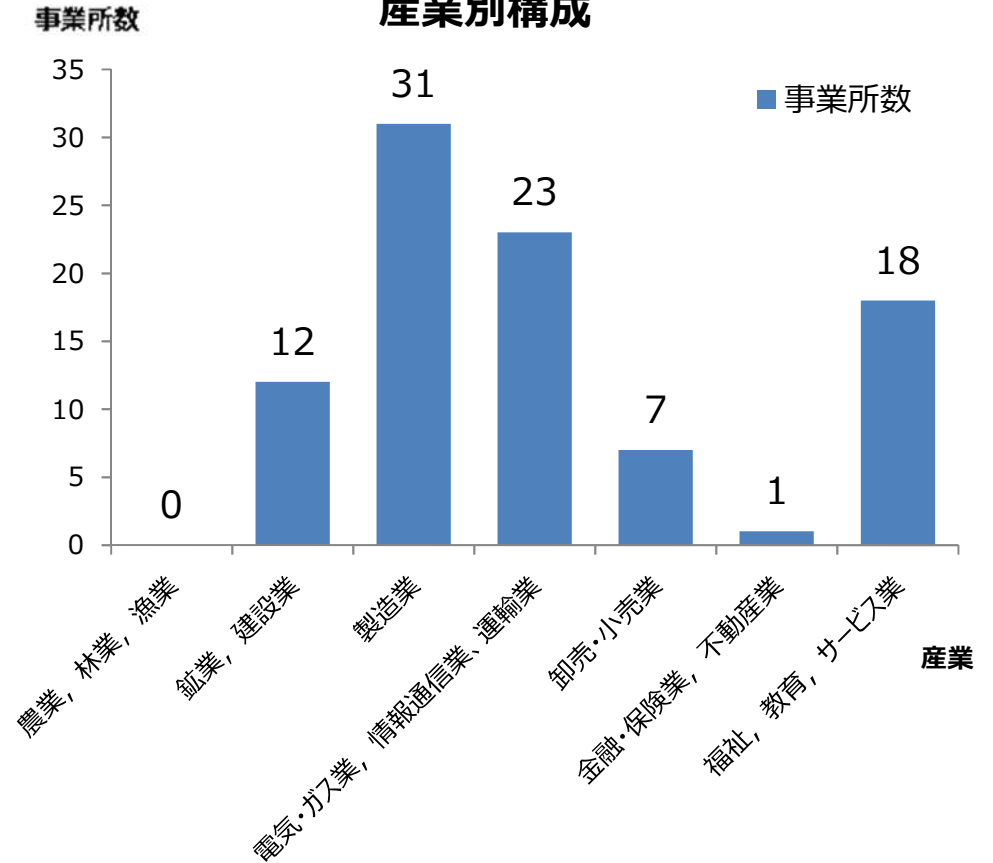
### ③ 調査事業所の状況

※抽出した102事業所のうち、調査が完了した92事業所（完了率90.2%）

#### 調査事業所（92事業所）における 企業規模・本支店別の構成



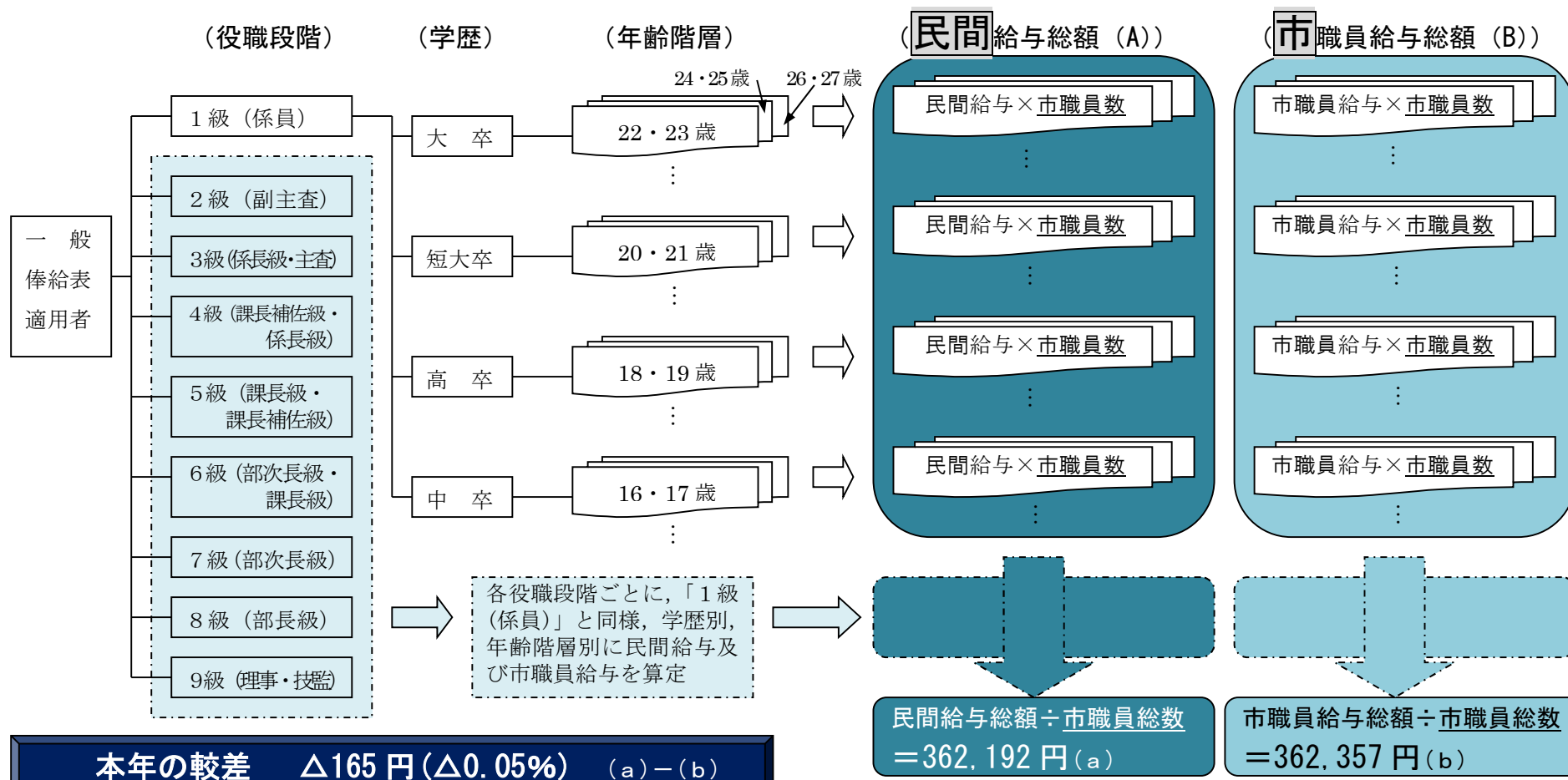
#### 調査事業所（92事業所）における 産業別構成



## ④ 民間給与との比較方法（ラスパイレス比較）

月例給の民間給与との比較（ラスパイレス比較）においては、個々の市職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額（A）が、現に支払っている支給総額（B）に比べてどの程度の差があるかを算出しています。

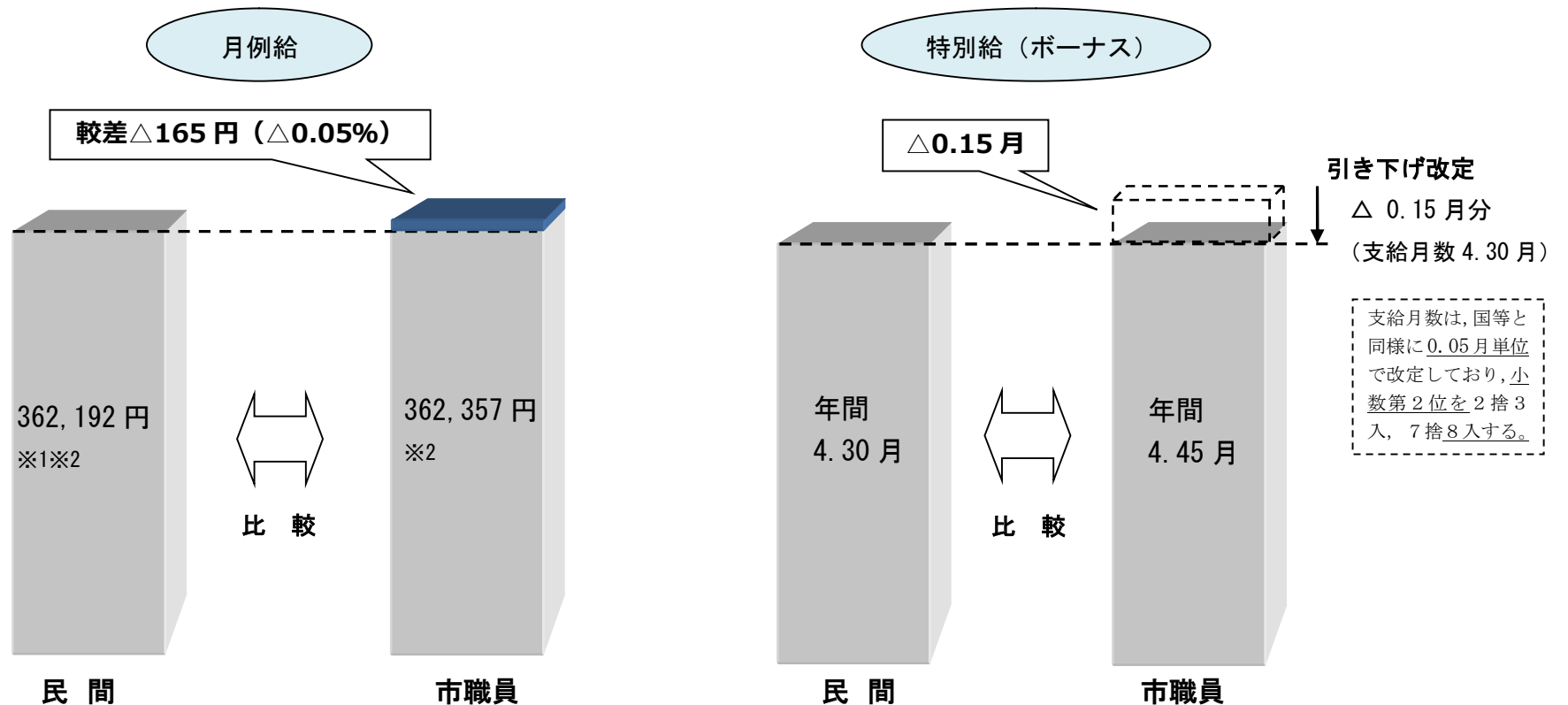
具体的には、以下のとおり、役職段階、学歴、年齢階層別の市職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに市職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。



本年度の新規学卒の採用者を除く

## ⑤ 民間給与との比較の結果

民間給与との比較では、市職員の給与が月例給で165円（0.05%）、特別給で0.15月分上回っていました。月例給は民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、改定を行わないこととしました。特別給は民間の支給割合との均衡を図るため、引下げ改定を行うこととしました。



※1 民間給与と実態調査による民間給与の額は、市職員の人員構成を基準に比較できる民間給与のみを集計した値（ラスパイレス方式により算出）

※2 本年度の新規学卒の採用者を除く

## ⑥ 本年の勧告のポイント

### 1 月例給

- ・民間給与との較差 △165 円 (△0.05%)
- ・民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定なし

### 2 特別給 (ボーナス)

- ・民間の支給割合との均衡を図るため、支給月数を 0.15 月分引き下げ、4.30 月に改定 (現行 4.45 月)
- ・民間の支給状況及び人事院勧告を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

### 3 実施時期

公布日の属する月の翌月初日  
(公布日が月の初日であるときは、その日)

### 【参考】給与改定の影響

職員の年間給与 (一般俸給表適用者 平均年齢 42.5 歳 平均経験年数 20.3 年)

改定前	改定後	増減額 (率)
5,992,000 円	5,935,000 円	△57,000 円 (△0.95%)

※人件費 (共済費等を除く) への影響額 約 5.14 億円 (企業職を除く 9,006 人による試算)



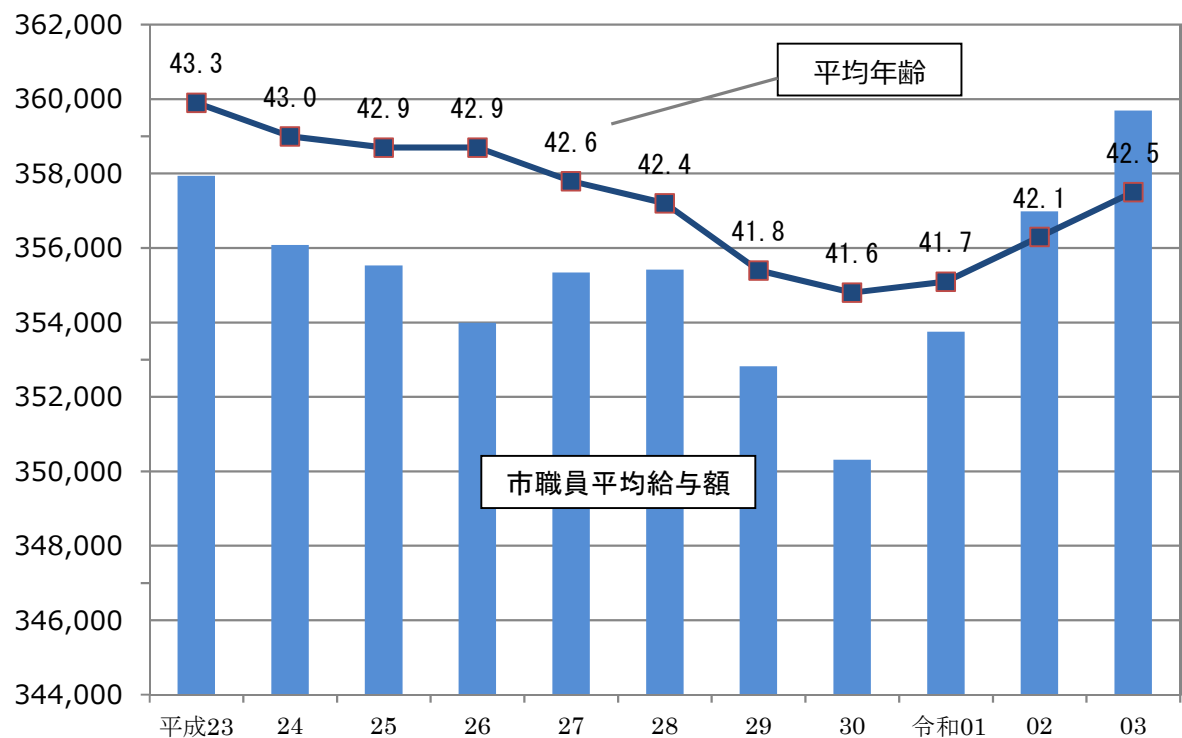
## ⑦ 過去の給与勧告の状況

年	月例給		特別給（ボーナス）		一般俸給表適用職員の 平均年間給与	
	公民較差	較差率	年間支給月数	対前年比増減	増減額	率
平成 19 年	542 円	0.15%	4.45 月	－	0.8 万円	0.13%
平成 20 年	62 円	－	4.45 月	－	－	－
平成 21 年	△ 570 円	△ 0.16%	4.15 月	△ 0.30 月	△ 12.4 万円	△ 2.05%
平成 22 年	△ 528 円	△ 0.15%	3.95 月	△ 0.20 月	△ 8.4 万円	△ 1.43%
平成 23 年	△ 30 円	－	3.95 月	－	－	－
平成 24 年	82 円	－	3.95 月	－	－	－
平成 25 年	△ 476 円	△ 0.13%	3.95 月	－	△ 0.8 万円	△ 0.14%
平成 26 年	1,425 円	0.40%	4.10 月	0.15 月	7.8 万円	1.37%
平成 27 年	1,158 円	0.32%	4.20 月	0.10 月	5.6 万円	0.97%
平成 28 年	519 円	0.14%	4.30 月	0.10 月	4.5 万円	0.77%
平成 29 年	△ 646 円	△ 0.18%	4.40 月	0.10 月	2.6 万円	0.45%
平成 30 年	1,262 円	0.36%	4.45 月	0.05 月	3.9 万円	0.67%
令和 元年	434 円	0.12%	4.50 月	0.05 月	2.6 万円	0.44%
令和 2 年	△ 90 円	－	4.45 月	△ 0.05 月	△ 1.8 万円	△ 0.30%
令和 3 年	△ 165 円	－	4.30 月	△ 0.15 月	△ 5.7 万円	△ 0.95%

本人事業委員会の発足は平成 19 年

## ⑧ 新潟市職員の平均給与の推移

平均給与額（円）



年	市職員		ラスパイレス指数	
	平均給与額	平均年齢		政令市順位
	円	歳		
平成 23	357,937	43.3	99.0	16/19
24	356,080	43.0	※99.6	17/20
25	355,523	42.9	※99.2	17/20
26	353,991	42.9	99.0	17/20
27	355,335	42.6	99.1	18/20
28	355,411	42.4	99.2	18/20
29	352,816	41.8	99.0	18/20
30	350,306	41.6	98.6	19/20
令和 01	353,749	41.7	98.8	19/20
02	356,981	42.1	99.0	19/20
03	359,691	42.5	—	—

※給与改定・臨時特例法による国家公務員の給与削減措置がないとした場合の値

(注) 市職員の平均給与：一般俸給表適用者のみ

ラスパイレス指数：全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。（総務省「地方公務員給与実態調査結果」より）